

令和2年度 千葉市「食のブランド」プロモーション動画制作及び 情報発信業務委託（千葉市「食のブランド化」推進事業） 仕様書

1 委託業務名

千葉市「食のブランド」プロモーション動画制作及び情報発信業務委託（千葉市「食のブランド化」推進事業）

2 適用範囲

本仕様書は、千葉市（以下「甲」という。）が行う千葉市「食のブランド」プロモーション動画制作及び情報発信業務委託にあたり、受託者（以下「乙」という。）が守らなければならない業務に関する一般事項を示すものである。

3 事業の目的

令和元年度に策定した「千葉市『食のブランド』戦略（提言）」に基づき、千葉市の食のブランド確立への中長期的な取り組みを通じ、市産品の高付加価値化及び市内事業者の競争力強化を推進する。今年度、新たに本市独自の千葉市「食のブランド」認定制度を立ち上げ、千葉市「食のブランド」の市内外の知名度の向上と高付加価値商品として認定品の市内外における商流確保を目指す。

本事業では、千葉市「食のブランド」や認定品の特長や魅力を発信することにより、首都圏を中心とした一般消費者に対する千葉市「食のブランド」の認知獲得及びブランド自体の価値向上を図るとともに、市内事業者に対する千葉市「食のブランド」の知名度向上を通じて、継続的な認定品候補の掘り起こしを行うことを目的とする。

4 履行場所

日本国内

5 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日までとする。なお、納期内であっても、委託業務のうち完成したものについては、甲は乙に提出を求めることができる。

6 事業実施の方針

- （1） 千葉市「食のブランド」戦略に基づき、事業の目的達成のために効果的な事業の提案を行い、受託後は事業を実施する。
- （2） 次年度以降の計画的な事業実施につなげるものとする。

- (3) 千葉市制100周年などのイベントや市が連携協定等を結ぶ事業者との関係性等を効果的に活用し事業を実施する。
- (4) 別途設置する千葉市「食のブランド」認定事務局との連携を十分に図り、相互に協力して事業実施を行うこと。
- (5) 昨今の社会情勢とライフスタイルの変化に応じて、WEB等を活用した情報発信とEコマースの効果的な連動を重視する。

7 委託業務の内容

(1) 動画の企画及び制作

以下のとおり、生産者・事業者向け及び一般消費者向けの各動画制作に係る一連の業務（企画、取材、撮影、編集、肖像権・著作権処理、成果品の作成等）を行う。

ア 生産者・事業者向けブランドイメージ動画

(ア) テーマ

千葉市「食のブランド」戦略に則し、生産者・事業者にブランドコンセプトを正しく、わかりやすく伝え、かつ、ブランド認定に向けて商品のエントリーを促すもの。

(イ) ターゲット

- ・エリア：市内
 - ・対象者：農業者、食品製造・加工事業者、卸売事業者、小売事業者等
- ※ターゲットのセグメントは企画提案に依る。

(ウ) 映像の仕様

- ・長さ及び本数：長編（生産者・事業者向け説明会放映用）5分程度 1本
- 短編（WEB放映用）3分程度 2本

※映像の長さ及び本数はPRの目的を果たすものであれば変更可能とする。

イ 一般消費者向けブランド及び認定品のPR動画

(ア) テーマ

一般消費者に千葉市「食のブランド」や認定品の特長や魅力を伝え、ブランド自体の価値を高めるもの。

(イ) ターゲット

- ・エリア：市内及び首都圏を主とした全国
 - ・属性：ブランド価値に共感し、購買につながる層
- ※ターゲットのセグメントは企画提案に依る。

(ウ) 映像の仕様

- ・長さ及び本数：長編（催事等放映用）3分程度 2本以上
- 短編（WEB放映用）1分程度 10本以上

※短編は各認定品の魅力を伝える動画を含む。（各認定品

1本×10認定品～)

※映像の長さ及び本数はPRの目的を果たすものであれば変更可能とする。

- ・言語：日本語（ただし、英語字幕を挿入すること）

ウ その他

(ア) 動画の規格は、WEB放映及び説明会・催事等でのモニター放映に適したものとする。

(イ) 動画の内容については、甲及び甲が別途委託する千葉市「食のブランド」認定事務局運営等委託事業者と協議の上、決定することとする。

また、以下に該当しないよう配慮すること。

- ・法令等に違反するもの
- ・暴力的・差別的・卑猥な表現を含む又は犯罪を助長するなど公序良俗に反するもの
- ・個人・企業・団体など他者の名誉を毀損する又はプライバシーを侵害するもの
- ・第三者の著作権、商標権、肖像権、その他知的財産権を侵害するもの
- ・企業や商品などの宣伝若しくは政治・宗教等特定のイデオロギーの宣伝又は勧誘を意図するもの
- ・その他ブランドの趣旨やテーマに反し、PR動画としてふさわしくない表現を含むもの

(2) 年間のプロモーションプランの策定

(3) WEB等での情報発信

千葉市「食のブランド」や認定品の認知を獲得するため、制作した動画等の情報に対しターゲットが着実にアクセスできるよう、効果的なメディアを選定・活用し、WEB上の情報発信等を行うこと。

また内容、実施回数、活用メディアについては企画提案に依る。

ただし、メディアについては、月間50万PV以上の農産物や加工品にまつわるWEBサイト等を活用すること。

ア 情報発信時期 委託期間中

イ 成果目標

- ・WEBにおける情報発信（掲載期間中） 合計30,000PV以上

なお、本業務で作成した動画は、委託期間終了後も、本市ホームページでも公開する。

(4) 情報発信効果を高める取り組み

WEBや動画へのアクセスを増やすため、ターゲットに親和性の高い著名人・インフルエンサーの起用や、フードテック関係企業との連携等をはじめとする情報発信効果を高める取り組みを行うこと。

取り組み内容、連携先の選定、起用の方法、回数等については企画提案の内容に依る。

- (5) 次年度以降のプロモーションプランの提案

8 千葉市「食のブランド」認定事務局運営等委託事業者との連携について

千葉市「食のブランド化」推進事業の実施にあたっては、甲が別途委託する「千葉市『食のブランド』認定事務局等業務委託事業者が事業全体の管理、ブランドイメージの管理等ブランドマネジメントを実施するもとの、乙が、生産者・事業者及び一般消費者向けのブランドイメージ動画制作、一般消費者向けの認定品のプロモーションを実施することとする。

当該事業の実施にあたっては、両者が連携を密にとって進めることとする。

9 成果品及び納入場所

- (1) 成果品

ア 千葉市「食のブランド」プロモーション動画制作及び情報発信業務委託実施報告書（5部）（メディアクリッピングも含む）

当該報告書には、「WEB サイト及び動画閲覧数（PV 及び UU、視聴数等）」、「閲覧数から考察されること」、「その他特筆すべき特徴」などを記載すること。

イ アのマイクロソフトワードファイル等および PDF の電子データ（一式）

ウ 生産者・事業者向けブランドイメージ動画並びに一般消費者向けブランド及び認定品の PR 動画の電子データ一式 DVD 等で納品

- (2) 納入場所

千葉市役所農政課

10 想定スケジュール

令和2年8月 生産者・事業者向け動画公開

12月 第1回認定品公表・一般消費者向けプロモーション開始

※一般消費者向け動画公開は12月以降逐次

(令和3年4月以降 イベント・催事・店頭プロモーションを予定)

11 その他

- (1) 乙は本業務委託実施に当たり、随時甲と協議を行い、意思疎通を図るとともに、指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 乙は本業務委託の遂行上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義を生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、前もって甲乙協議の上、この指示に従わなければならない。

- (3) 成果品及び資料はすべて甲に帰属し、乙が公表することは認めない。
- (4) 乙が本業務委託の遂行にあたり知り得た、委託者、生産者、事業者等の情報と個人情報との取扱いについて十分注意し、本業務委託終了後も、他へ開示、漏えい、及び目的外利用をしてはならない。
- (5) 乙が本業務委託の遂行に関連し第三者へ損害が発生した場合、その損害が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、乙の責任においてその損害を賠償すること。
- (6) 本業務委託に関連して得た各種個人情報については、千葉県個人情報保護条例（平成17年千葉県条例第5号。以下「条例」という。）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱い・管理を行うこと。またそれらの個人情報の漏えいにより生じた損害については、すべて乙の責任において処理すること。
- (7) 乙は、受託した業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、契約締結前に甲と協議し、甲の承諾を得られれば業務の一部を委託することができる。
- (8) 受託者は、本仕様書、契約約款及び関係法令を遵守し、誠実かつ円滑に業務を遂行しなければならない。
- (9) 本業務履行のための受託者及び業務従事者の人件費、旅費、宿泊費、食費、通信費、印刷製本費及び契約費用の一切の経費は、本業務の委託料に含まれるものとする。
- (10) 委託料の支払い方法は、契約期間終了後に受託者が発注者に請求するものとし、発注者は請求を受理した日から30日以内に委託費を支払うものとする。